

8月は 部落差別等 あらゆる不当な差別を なくす運動月間 です



大分県では、8月を『部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間』と定めています。これは、部落差別の問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとした「同和对策審議会答申」が1965(昭和40)年8月に出されたことによります。

だいじょうぶ？ その言葉 もどらないよ！ その発信



インターネットの普及により、手軽に情報を発信することが可能になりました。その反面、発信の匿名性をいいことに、他人を誹謗・中傷する表現が増えています。なかでも、被差別部落に対する偏見や差別を助長する表現は、拡散される傾向です。

このようなことは重大な **人権侵害**、です。

あなたもいつのまにか **加害者**、になっていませんか？

— ひとりで悩まず 相談を！ —



～ 人権全般 ～

国東市人権啓発・部落差別解消推進課
TEL 0978-72-0354 FAX 0978-72-0357
国東市隣保館
TEL 0978-68-1722 FAX 0978-68-1751

～ 全国共通人権ダイヤル ～

みんなの人権 110番 0570-003-110
子どもの人権 110番 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810

国東市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会
国東市 / 国東市教育委員会

「大分県パートナーシップ宣誓制度」

2024年4月1日から導入

パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなどが、婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを自治体が証明する制度で4月1日から大分県により実施されています。法的効力はありませんが、宣誓することにより県（市）では下記の行政サービスが利用可能となります。

- ①国東市営住宅、県営住宅への入居
 - ②犯罪被害者等見舞金の申請
 - ③公立病院(国東市民病院など)での面会や病状の説明、手術への同意、看取り
 - ④納税証明書など市税に関する証明書の交付申請(固定資産税関係を除く)
- ※ ④は国東市独自



<お問合せ>

大分県 生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 Tel: 097-506-3175

国東市 人権啓発・部落差別解消推進課

〒873-0503 国東市国東町鶴川136番地1 Tel: 0978-72-0354



8月以降の主な人権関係行事

ぜひご参加ください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (8月) | (12月) |
| 8/22 隣保館じんけん講座④ | 12/7 武蔵町人権フェスティバル |
| (9月) | 12/8 安岐町人権フェスティバル |
| 9/4 身になる人権講座③ | 12/26 隣保館じんけん講座⑧ |
| 9/26 隣保館出前じんけん講座⑤ | (1月) |
| (10月) | 1/8 身になる人権講座⑤ |
| 10/10 差別をなくす仏の里のつどい | 1/23 隣保館じんけん講座⑨ |
| 10/21 隣保館じんけん講座⑥ | (2月) |
| (11月) | 2/1 国見町人権フェスティバル |
| 11/6 身になる人権講座④ | 2/15 国東町人権フェスティバル |
| 11/16 隣保館まつり | 2/27 隣保館じんけん講座⑩ |

※開催日等、変更になる場合があります。

「国東市部落差別問題を学ぶ連続講座」を新規開催予定です。詳細は別途お知らせします。